

出願商標「LADY GAGA」審決取消請求事件：知財高裁平成 25(行ケ)10158・平成 25 年 12 月 17 日(2 部)判決<請求棄却>

【キーワード】

有名歌手の名前(芸名), 商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号(商品の品質の誤認), 法 4 条 1 項 8 号(他人の著名な芸名)

【原査定の拒絶理由の要点：商願 2011 - 21592 号】

原査定は、「本願商標は、『LADY GAGA』の欧文文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、アメリカ合衆国の女性ミュージシャンである『Stefani Joanne Angelina Germanotta』の芸名を表すものとして、我が国において、広く一般に認識され、著名性を獲得しているといえるものであり、また、本願の指定商品中、例えば、録音済みのコンパクトディスク(CD)や磁気テープについては、その録音内容に係るタイトル(アルバム名や曲名等)とともに、歌唱者の名前をその媒体表面やジャケットに表示することが一般に広く知られていることからすれば、本願商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、これを当該商品の製造、販売元として認識、理解するというよりは、当該商品に係る歌唱者が『LADY GAGA』であることを表したのものとして認識、理解するとみるのが相当であり、そうとすれば、本願商標は、商品の品質を表示したものと認識されるにすぎず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを得ない。したがって、本願商標は、商標法第 3 条第 1 項第 3 号に該当するものであり、また、本願の指定商品中、上記『LADY GAGA』と何らの関係のない商品に使用するときは、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるから、商標法第 4 条第 1 項第 16 号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶した。

【審判の判断：不服 2011 - 27961 号】

(1) 商標法 3 条 1 項 3 号及び同法 4 条 1 項 16 号について

ア 本願商標は、前記 1 のとおり、「LADY GAGA」の欧文文字を標準文字で表してなるところ、別掲 1 ないし 9 に示す内容によれば、当該文字及びその表音である「レディ(ー)・ガガ」の片仮名について、以下の事実が認められる。

(ア) 「LADY GAGA」(レディ(ー)・ガガ)は、本名を「Stefani Joanne Angelina Germanotta」といい、アメリカ合衆国出身の歌手であり、2008 年(日本盤は 2009 年 5 月)にファーストアルバム「ザ・フェイム」でデビュー(世界 6 カ国で第 1

位を達成)、その後も、アルバムやシングル曲を発表しており、世界中で人気を博している。

(イ) 「LADY GAGA」(レディ(ー)・ガガ)は、グラミー賞その他の賞を受賞しているほか、ギネス世界記録を保持している。また、USビルボードにおいては、2010年度「アーティスト・オブ・ザ・イヤー」に認定されるとともに、2010年の「トップ・セールス・アーティスト」となっており、さらに、米国のTIME誌「(世界で)最も影響力のある人物100人」やフォーブス誌「世界で最も影響力のある女性100人」の一人にそれぞれ選ばれている。

(ウ) 「LADY GAGA」(レディ(ー)・ガガ)は、我が国においても、ファーストアルバム「ザ・フェイム」がヒット作となったり、2010年4月の来日公演が4公演ともソールドアウトとなる等、人気を博している。

また、「LADY GAGA」(レディ(ー)・ガガ)は、東日本大震災の復興支援活動(来日を含む。)に精力的に取り組んだほか、「NHK紅白歌合戦」にもビデオ出演している。

(エ) 以上によれば、「LADY GAGA」(レディ(ー)・ガガ)は、アメリカ合衆国出身の歌手として、我が国を含め世界的に広く知られているといえるものであるから、「LADY GAGA」の欧文字からなる本願商標は、これに接する者をして、上記歌手名を表示したものと容易に認識するものである。

イ ところで、本願の指定商品中の「レコード」の媒体表面及びジャケットや「インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル」を購入するためのウェブサイトの画面には、これら商品の発売元・販売元の名称・ロゴ、曲名、歌手名等が表示されているところ、これら商品の取引者・需要者は、その表示中の発売元・販売元の名称・ロゴから、その商品の出所を認識し、曲名から、当該曲が収録されていることを認識し、歌手名から、その者が歌唱していることを認識するものである。

また、本願の指定商品中の「録画済みビデオディスク及びビデオテープ」(特に音楽関係のもの)についても、上記「レコード」と同様に、その媒体表面及びジャケットに、商品の発売元・販売元の名称・ロゴ、出演する歌手名等が表示されているところ、これら商品の取引者・需要者は、その表示中の発売元・販売元の名称・ロゴから、その商品の出所を認識し、歌手名から、その者が出演し、歌唱している映像が収録されていることを認識するものである。

ウ 以上によれば、アメリカ合衆国出身の人気歌手名として広く認識されている「LADY GAGA」の文字からなる本願商標を、その指定商品中、「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像

に出演し、歌唱している者を表示したもの、すなわち、その商品の品質（内容）を表示したものと認識するというのが相当である。

してみると、本願商標は、商品の品質を表示したものと認識されるにすぎないことから、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを得ず、また、本願商標をその指定商品中、上記「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）と何ら関係のない商品に使用した場合、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるといわなければならない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当する。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、人気歌手の芸名が、例えば、レコードのジャケット上のアルバム名（題名）の隣に併記される場合や、ジャケット裏面の収録曲のリストにおける各収録曲のタイトル（題名）の隣に併記される場合など、レコードに録音された歌唱者の氏名が通常付される場所に、通常付される態様において付されたときは、当該レコードに録音された音楽の歌唱者の氏名等を表示したと認識される場合があり得るものの、これらとは全く異なる場所、すなわち、レコードの裏面の片隅に小さく、「発行元」等の文字とともに「発行元 LADY GAGA」のように表示されるなど、同種商品の出所表示が通常表示される場所に、通常付される態様において使用されるときには、その文字は、商品の出所を表示したものと認識、把握され、出所表示としての機能を十分に発揮することから、本願商標がCDジャケットの表面等に付されたからといって、その商品の需要者をして、常に「歌手名（演奏者名）」と認識するとは限らないものである旨主張する。

しかし、本願商標は、アメリカ合衆国出身の人気歌手名として広く認識されている「LADY GAGA」の文字からなるものであるところ、本願商標が商品「レコード」等に使用された場合、当該商品に係る取引の実情に照らし、これに接する取引者、需要者が、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者を表示したものと認識することは上記(1)のとおりであり、また、請求人が主張するような使用態様を取引の実情として考慮すべきか否かにつき、請求人は何ら立証するところがないから、請求人の上記主張は、採用し得ない。

イ 請求人は、歌手の歌唱力や演奏力は極めて抽象的であいまいな概念であり、音楽の著作物を収録したレコード等との関係で、常にある一定の品質を理解させるものではなく、また、ある歌手の歌唱（演奏）に係る収録曲（音楽）の内容も収録曲ごとに全く異なるものであるから、「LADY GAGA」の文字からは、「LADY GAGA」に何らかの関連がある商品であると理解することができたとしても、直ちに具体的な商品の品質（内容）を表示するものではない旨主張する。

しかし、商標法第3条第1項第3号所定の「商品の品質」を請求人が主張するように限定的に解すべき理由はなく、本願の指定商品である「レコード」等においては、その収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者が「だれ」であるかということも、商品の品質と密接な関連を有するというべきであるから、その「だれ」であることを示す「歌手名」も、商品の品質（内容）に当たるというべきである。

ウ 請求人は、音楽CD等を販売するいわゆるCDショップといった店舗においては、需要者が、多数に及ぶ商品の中から購入を欲する商品を探す際に、まず歌手名や演奏者名を目印とするという行動習性を考慮の上、歌手名や演奏者ごとに商品を陳列するのが一般的であるところ、需要者は、上記陳列方法に従って、特定の歌手名や演奏者名に係る商品が陳列された場所に行った後、個々の商品についての「アルバム名」や「曲名」をもって、商品の内容を把握していることからすれば、該歌手名や演奏者名は、商品の出所識別標識として機能する旨主張する。

しかし、歌手名や演奏者名は、上述のとおり、商品「レコード」等との関係において、商品の品質（内容）を表示したと認識されるものであることからすれば、上記商品陳列における歌手名や演奏者名の表示に接する取引者、需要者が、その表示を別異のものとして看取、理解するとはいい難く、よって、請求人の上記主張は、採用し得ない。

エ 請求人は、請求人（出願人）による本願商標の独占を許さず、レコードについて、第三者による使用を自由に認めるとすれば、多大な営業努力を行ってきた請求人（出願人）の利益はもちろんのこと、商標に接する需要者・取引者の利益をも害する結果となるので、法目的、法理念に反し、決して妥当なものではないとし、著名な歌手名は、商標権による保護を必要とする旨主張する。

しかし、本願商標を、その指定商品中、「レコード」等に使用した場合、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するものであることは、上記(1)のとおりであるから、そうである以上、本願商標は、商標登録を受けることができないものといわざるを得ないのであって、何ら商標法上の法目的に反することにはならない。

オ 請求人は、本願と同様に「レコード」等を指定商品とする著名な歌手名（芸名）を普通に用いられる書体で表した商標の既登録例を挙げ（参考資料1ないし参考資料9）、本願商標も同様に登録を認められるべきである旨主張する。

しかし、登録出願に係る商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するものであるかどうかの判断は、当該商標の構成態様と指定商品とに基づいて、その商標が使用される商品の取引の実情等を考慮し、個別具体的に判断されるべきものであるところ、本願商標は、その構成文字から容易にアメリカ合衆国出身の人気歌手「LADY GAGA」

(レディ(ー)・ガガ)を認識させるものであって、本願の指定商品中の「レコード」等との関係において、商品の品質を表示したものと認識され、また、本願の指定商品中、上記「LADY GAGA」(レディ(ー)・ガガ)と何ら関係のない商品との関係においては、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあること、上記(1)において認定、判断したとおりであり、これを、商標の構成を異にする既登録例が存することをもって覆すことはできない。

(3) まとめ

以上によれば、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当であって、取り消すことができない。

よって、結論のとおり審決する。

【事案の概要】

本件は、商標登録出願の拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、商標法3条1項3号及び4条1項16号の各該当性である。

1 特許庁における手続の経緯

原告(エイト マイ ハート イン コーポレイテッド)は、「LADY GAGA」の文字を標準文字で表してなり、第3類、第9類、第14類、第16類、第18類、第25類及び第41類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務とし、平成22年4月12日に登録出願された商願2010-28913号に係る商標法10条1項の規定による商標登録出願の分割として、平成23年3月28日、第9類「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、映写フィルム、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」を指定商品とする本願商標について商標登録出願をした(商願2011-21592号)が拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判請求をした。特許庁は、同請求を不服2011-27961号事件として審理した上、平成25年1月28日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、平成25年2月7日、原告に送達された。

2 審決の理由の要点

審決の理由の要点は、アメリカ合衆国出身の人気歌手名として広く認識されている「LADY GAGA」の文字からなる本願商標を、その指定商品中、「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」(以下、まとめて「本件商品」という。)に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者を表示したもの、すなわち、その商品の品質(内容)を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを

得ず、また、本願商標をその指定商品中、上記「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）と何ら関係のない商品に使用した場合、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあり、したがって、本願商標は、商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当する。

【判 断】

1 本願商標の識別機能について

(1) 本願商標は、「LADY GAGA」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、「LADY GAGA」の文字及びその表音である「レディ（ー）・ガガ」の片仮名に関する以下の事実は、当事者間に争いが無い。

ア 「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）は、本名を「A」といい、アメリカ合衆国出身の女性歌手であり、2008年（日本盤は2009年5月）にファーストアルバム「ザ・フェイム」でデビュー（世界6か国で第1位を達成）、その後も、アルバムやシングル曲を発表しており、世界中で人気を博している。

イ 「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）は、グラミー賞その他の賞を受賞しているほか、ギネス世界記録を保持している。また、USビルボードにおいては、2010年度「アーティスト・オブ・ザ・イヤー」に認定されるとともに、2010年の「トップ・セールス・アーティスト」となっており、さらに、米国のTIME誌「（世界で）最も影響力のある人物100人」やフォーブス誌「世界で最も影響力のある女性100人」の一人に、それぞれ選ばれている。

ウ 「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）は、我が国においても、ファーストアルバム「ザ・フェイム」がヒット作となったり、2010年4月の来日公演が4公演とも完売となる等、人気を博しており、「NHK紅白歌合戦」にビデオ出演したほか、東日本大震災の復興支援活動（来日を含む。）にも精力的に取り組んだ。

(2) 以上によれば、「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）は、アメリカ合衆国出身の女性歌手として、我が国を含め世界的に広く知られており、「LADY GAGA」の欧文字からなる本願商標に接する者は、上記歌手名を表示したものと容易に認識することが認められる。

そうすると、本願商標を、その指定商品中、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者を表示したものと、すなわち、その商品の品質（内容）を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

また、本願商標を、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」のうち「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）が歌唱しない品質（内容）の商品に使用した場合、「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）が歌唱しているとの誤解を与える可能性があり、商品の品質について誤認を生ずるおそれがある。したがって、本願商標は、商標法4条1項16号に該当する。

したがって、審決が、本願商標は商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当すると判断したことに誤りはない。

2 取消事由1について

(1) 原告は、取消事由1として、審決が本願商標の自他商品の識別力を認定するに当たり、「レコード」等の媒体表面における表示などに基づき、具体的な使用態様を限定して判断を行ったことは誤りであると主張する。

しかし、審決は、本願商標を、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合に、取引者・需要者が、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者を表示したものと認識することを理由として、本願商標の商標法3条1項3号及び4条1項16号該当性を判断したものであるところ、上記の認識は、本件商品の媒体表面やジャケットにおける一般的表示に基づいて認定されたものであり、特定の表示方法を前提としたわけではないから、具体的な使用態様を限定して判断を行ったものとは認められない。

(2) 原告は、本願商標のような「歌手名・音楽バンド名（著作者名）」の文字からなる商標の登録自体を一律に排除しなければならないという特段の要請はなく、登録を認めたとしても商標法26条1項による手当が可能であり、特段の不都合は生じない以上、本願商標の登録は認められるべきである旨主張する。

しかし、商標法26条1項は、登録査定された商標権の効力について定めた規定であり、同規定により商標権の効力が制限される場合があるからといって、登録査定の要件を定めた商標法3条1項3号又は4条1項16号の該当性の判断が緩和されるものでないことは明らかである。

(3) 原告は、歌手名や音楽グループ名と管理・運営会社の名称を共通にしたり、同名の音楽レーベルを立ち上げる者も存在するという取引の実情があることに加え、「LADY GAGA」が代表を務める原告（会社）にあっては、その会社名を将来「LADY GAGA, Inc」に変更することができるから、それらのような可能性が将来にわたっても全くないと決めつけた上で、本願商標の登録要件の有無についての判断を行った本件審決は誤りである旨主張する。

しかし、「LADY GAGA」（レディ（ー）・ガガ）が、アメリカ合衆

国出身の歌手として、我が国を含め世界的に広く知られている限り、本願商標を、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合に、取引者・需要者が、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者を表示したものと認識するのであり、このことは出願者が何者であるか、又その名称が何であるかによって変わるものではない。原告の主張は、歌手や音楽グループが設立した、歌手名や音楽グループ名と同名の法人が、自己の名称を商標登録出願する場合には、当該歌手名や音楽グループ名が広く知られているとしても、商標法3条1項3号又は4条1項16号の該当性の判断が回避ないし緩和されることを前提とするものであって、その理由のないことは明らかである。

したがって、審決に原告主張の誤りはなく、取消事由1は理由がない。

3 取消事由2について

(1) 原告は、歌手の才能や技量に基づく歌唱力、演奏力というような抽象的であまいな概念を、ある一定の明確な基準による具体的な品質として理解、把握することは困難であるから、本願商標が「歌手名」と同じであるからといって、レコード等の商品との関係で特定の性質等の品質を直ちに理解させるものではないと主張する。

しかし、本願商標の指定商品中、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」においては、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者が誰であるかは、当該商品の主要な品質（内容）に該当するから、原告の主張には理由がない。

(2) 原告は、周知・著名商標には特に厚い保護を与えている商標法の趣旨に鑑みれば、本願商標が「我が国を含め世界的に広く知られている」ものであるならば商標登録が認められるべきであり、仮に、原告による本願商標の登録を認めず、第三者による商標的使用を自由に認めるとすれば、A氏の名声・信用を害し、本願商標に接する需要者・取引者をして出所についての混同を生じさせる結果となると主張する。

しかし、我が国を含め世界的に広く知られた歌手名を表示したものと取引者・需要者が容易に認識する本願商標が、指定商品中本件商品において自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないことは、上記1(2)に判示したとおりである。自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない以上、本件商品において本願商標が表示されて使用された場合、品質（内容）の誤認を生じることがあり得るとしても、出所混同を生じさせることはないから、原告の主張には理由がない。

(3) 原告は、歌手名を表す文字からなる商標であっても、直ちに「レコード」等の商品との関係で特定の品質を表すことがないので、登録を認めても差支えがないと主張して、過去の登録例を挙げる。

しかし、本件商品においては、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者が誰であるかは、当該商品の主要な品質（内容）に該当することは、上記3(1)に判示したとおりであり、本件商品のうち「L A D Y G A G A」（レディ（ー）・ガガ）が歌唱しないものに本願商標を使用した場合、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあることは、上記1(2)に判示したとおりである。このことは、原告の指摘する登録例の存在によって左右されるものではない。

したがって、原告の主張には理由がない。

(4) したがって、審決に原告主張の誤りはなく、取消事由2は理由がない。

4 取消事由3について

原告は、取消事由3として、審決が、本願商標のような歌手名等が現実自他商品の識別標識として機能している事実を看過したことは、認定の誤りである旨主張する。

本件商品の取引においては、販売元・発売元であるレコード会社・音楽レーベルの名称・ロゴを目印として商品が選択されるより、歌手名・音楽グループ名それ自体を目印として商品が選択されることが一般的であると認められ、このことは当事者間にも争いが無い。これは、前記1(2)のとおり、本件商品の性質上、その取引者・需要者が、当該商品に係る収録曲を歌唱・演奏する者又は映像に出演し歌唱・演奏する者に最も注目し、これを当該商品の品質（内容）と認識するためであると認められる。取引される商品によっては、人の名称やグループ名が当該商品に表示された場合に出所表示機能を有することは否定できないが、本件商品については、商品に表示された人の名称やグループ名を、取引者・需要者が商品の品質（内容）とまず認識するものといわなければならない。そして、表示された人の名称やグループ名が、著名な歌手名・音楽グループ名である場合には、取引者・需要者は、これを商品の品質（内容）とのみ認識し、それとは別に、当該商品の出所を表示したものと理解することは通常困難であると認められる。

したがって、審決に原告主張の誤りはなく、取消事由3は理由がない。

結 論

以上によれば、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件の審決取消請求の対象となった出願商標は、米国の有名歌手の名前（芸名）である「L A D Y G A G A」という文字である。わが国へも時々やって来る彼女の奇妙奇天烈な化粧をする顔面や頭部を含む全身のコスチュームスタイルは、見る者の驚異の的である。素顔を筆者は知らないが、「レディ・ガガ」という芸名だけはよく知っている。

そのような有名芸能人の名前が、もし他人によって商標登録出願をされたの

であれば、商標法4条1項8号の規定によって拒絶されるのが普通というべきだろう。

ところが、この商標はレディ・ガガ個人ではなく他人（会社）によって出願されたところ、拒絶査定となったので、不服の審判請求をしたところ、やはり審決理由でも商標法3条1項3号と4条1項16号が適用されたのである。しかし、それでもなお不服の原告は、審決取消の請求訴訟を提起したのであり、それが本件である。

2．本件商標は、第3類、第9類、第14類、第16類、第18類、第25類、第35類、第41類に係る商品や役務を指定して、平成22年（2010年）4月12日にわが国に優先権主張をして出願したものであるところ、出願人は平成23年（2011年）3月28日に、第9類の指定商品を分割して本件商標を出願したのであり、その指定商品は「第9類 レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、映写フィルム、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」であった。

ところが、原出願は問題なく平成23年4月8日に設定登録され、登録第5405058号として商標権が発生したが、分割された本件商標だけは、法3条1項3号及び法4条1項16号が適用されて、拒絶査定を受け、また裁判所においても同様の理由によって請求棄却の判決がなされたのである。

しかしながら、「LADY GAGA レディ・ガガ」という有名歌手の名前を、原告会社が製作販売するレコードや音楽ファイル、映写フィルムやビデオディスクやビデオテープに表示することが、なぜ商品の品質の誤認を需要者に与えることになるのか、わからない。

3．審決によれば、本願商標をその指定商品に使用した場合、取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する旨、映像に出演し、歌唱している者を表示したものと認識するが、審決はこれを「商品の品質（内容）」を表示したものと解したのである。だから、そのような表示は「自他商品の識別標識」としての機能を果たし得ないものと解したが、このような認定解釈はおかしい。

出願人は自社で製作販売する指定商品について、ずばり歌手自身の名前を商標として使用しているのであるから、その指定商品の出所と品質についての表示としていることには全く問題はないのである。

ちなみに、分割後の原商標は登録第5405058号として平成23年4月8日に設定登録されている事実との矛盾をどう理解すればよいのかわからない。原商標については、例えば、第41類に「インターネットによる音楽及び音楽をベースとした娯楽を特集した映像及びそれに伴う音声の提供」の役務が存在するが、これと標章との関係はどう理解すればよいのか、わからない。

4．以上の審決の理由に対する疑問は、審決取消を認容しなかった本件判決に

対してそのまま言えるのである。

判決は、取消事由2において、「自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない以上、本件商標において本願商標が表示されて使用された場合、品質（内容）が誤認を生じることがあり得るとしても、出所混同を生じさせることはない」と説示する。しかし、本件の場合にあっては、本願商標を表示した商品を見た需要者・取引者は、品質（内容）の誤認を生じることがあり得ないから、出所の混同を生じさせることもない、と筆者は説示したい。

また、判決は取消事由3において、「表示された人の名称やグループ名が、著名な歌手名・音楽グループ名である場合には、取引者・需要者は、これを商品の品質（内容）とのみ認識し、それとは別に、当該商品の出所を表示したものと理解することは通常困難であると認められる。」と説示する。しかし、このような場合には、取引者・需要者は、その標章を見て、「商品の品質（内容）＝商品の出所」と理解することは正常な認識であり、判断であるといわねばならないだろう。

5.ところで、もし本願商標の人名とは無関係の第三者が、当該商品や役務を指定して登録出願した場合にはどう解すべきかといえ、ずばり法4条1項8号の規定が適用されるだろうから、登録を受けるためには、「LADY GAGA」本人からの承諾が必要となる⁽¹⁾。したがって、このように考えるならば、本件商標に対する拒絶理由において適用された法3条1項3号や4条1項16号の規定の趣旨は、適用になじまないといえる。

注

(1) 「LADY GAGA」の本名は、判決文によれば、「Stefani Joanne Angelina Germanotta」であり、原告は同人が代表を務める会社であるから、将来「LADY GAGA, Inc.」に変更することもあり得るのである。

〔牛木 理一〕